

核燃料物質使用変更許可申請書へのコメント回答及び補正方針
 (東海保障措置センターにおける質量分析計の更新について)

1. 共通編

	指摘・質問	回答	補正方針																												
1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	—	—	変更なし																												
2. 使用の目的及び方法	—	—	変更なし																												
3. 核燃料物質の種類	—	—	変更なし																												
4. 使用の場所	—	—	変更なし																												
5. 予定使用期間及び年間予定使用量	予定使用期間を 3 年間ごとの更新に変更することを検討のこと。	3 年間ごとの更新に変更する。予定使用期間を、直近の 3 年間となるように変更する。	表 5-1 東海保障措置センター全体における予定使用期間及び年間予定使用量 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量 ()内は ²³⁵U 量</th> <th>延べ取扱量 ()内は ²³⁵U 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ウラン</td> <td rowspan="7">自 <u>変更許可された日</u> 至 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u></td> <td>20,000g (140g)</td> <td>2,540g (18g)</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン</td> <td>20,000g (140g)</td> <td>350g (4g)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度 5%未満)</td> <td>50,000g (2,500g)</td> <td>32,600g (1,630g)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度 5%以上 20%未満)</td> <td>1,150g (230g)</td> <td>795g (159g)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度 20%以上)</td> <td>250g (250g)</td> <td>113g (113g)</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム</td> <td>270g</td> <td>225g</td> </tr> <tr> <td>ウラン 233</td> <td>15g</td> <td>7g</td> </tr> </tbody> </table>	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		最大存在量 ()内は ²³⁵ U 量	延べ取扱量 ()内は ²³⁵ U 量	天然ウラン	自 <u>変更許可された日</u> 至 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u>	20,000g (140g)	2,540g (18g)	劣化ウラン	20,000g (140g)	350g (4g)	濃縮ウラン (濃縮度 5%未満)	50,000g (2,500g)	32,600g (1,630g)	濃縮ウラン (濃縮度 5%以上 20%未満)	1,150g (230g)	795g (159g)	濃縮ウラン (濃縮度 20%以上)	250g (250g)	113g (113g)	プルトニウム	270g	225g	ウラン 233	15g	7g
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量																													
		最大存在量 ()内は ²³⁵ U 量	延べ取扱量 ()内は ²³⁵ U 量																												
天然ウラン	自 <u>変更許可された日</u> 至 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u>	20,000g (140g)	2,540g (18g)																												
劣化ウラン		20,000g (140g)	350g (4g)																												
濃縮ウラン (濃縮度 5%未満)		50,000g (2,500g)	32,600g (1,630g)																												
濃縮ウラン (濃縮度 5%以上 20%未満)		1,150g (230g)	795g (159g)																												
濃縮ウラン (濃縮度 20%以上)		250g (250g)	113g (113g)																												
プルトニウム		270g	225g																												
ウラン 233		15g	7g																												
6. 使用済燃料の処分の方法	—	—	変更なし																												
7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備	—	—	変更なし																												
8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備	—	—	変更なし																												
9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備	—	—	変更なし																												
10. <u>使用施設等の</u> 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項	—	—	変更なし																												
11. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備	—	—	別冊 1 保障措置分析棟、別冊 2 開発試験棟にそれぞれ 11.項を追加する。 東海保障措置センター <u>内の各施設</u> における、閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を下記の別冊に示す。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>保障措置分析棟</u></td> <td><u>別冊 1</u></td> </tr> <tr> <td><u>開発試験棟</u></td> <td><u>別冊 2</u></td> </tr> <tr> <td>新分析棟</td> <td>別冊 3</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	別冊番号	<u>保障措置分析棟</u>	<u>別冊 1</u>	<u>開発試験棟</u>	<u>別冊 2</u>	新分析棟	別冊 3																				
施設名	別冊番号																														
<u>保障措置分析棟</u>	<u>別冊 1</u>																														
<u>開発試験棟</u>	<u>別冊 2</u>																														
新分析棟	別冊 3																														
12. 添付書類(原子炉規制法施行令第 38 条第 2 項に定める書類)																															

12-1. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く)	—	—	別冊1 保障措置分析棟、別冊2 開発試験棟にそれぞれ12-1.項を追加する。 (それぞれ、別冊3 新分析棟12-1項に合わせて記載する。) 東海保障措置センター内の各施設における、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く)を下記の別冊に示す。 <table border="1" data-bbox="1644 422 2525 569"> <tr> <th>施設名</th> <th>別冊番号</th> </tr> <tr> <td>保障措置分析棟</td> <td>別冊1</td> </tr> <tr> <td>開発試験棟</td> <td>別冊2</td> </tr> <tr> <td>新分析棟</td> <td>別冊3</td> </tr> </table>	施設名	別冊番号	保障措置分析棟	別冊1	開発試験棟	別冊2	新分析棟	別冊3
施設名	別冊番号										
保障措置分析棟	別冊1										
開発試験棟	別冊2										
新分析棟	別冊3										
12-2. 想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書	—	—	別冊1 保障措置分析棟、別冊2 開発試験棟にそれぞれ12-2.項を追加する。 (それぞれ、別冊3 新分析棟12-2項の記載内容に合わせて、保障措置分析棟、開発試験棟の12-2項を記載する。) 東海保障措置センター内の各施設における、想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書を下記の別冊に示す。 <table border="1" data-bbox="1644 827 2525 974"> <tr> <th>施設名</th> <th>別冊番号</th> </tr> <tr> <td>保障措置分析棟</td> <td>別冊1</td> </tr> <tr> <td>開発試験棟</td> <td>別冊2</td> </tr> <tr> <td>新分析棟</td> <td>別冊3</td> </tr> </table>	施設名	別冊番号	保障措置分析棟	別冊1	開発試験棟	別冊2	新分析棟	別冊3
施設名	別冊番号										
保障措置分析棟	別冊1										
開発試験棟	別冊2										
新分析棟	別冊3										
12-3. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書	—	—	変更なし								
12-4. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	—	—	変更なし								
別添書類-1 変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書(東海保障措置センター)	新旧対照表において、P27の組織体制の見直しに係る記載の適正化について、説明を少し詳しく記載のこと。	新旧対照表の組織体制の見直しに係る記載の適正化の説明を見直す。 記載の適正化 (組織体制の見直しに伴う修正) ↓ (開発試験棟の設備撤去終了に伴う組織体制の修正。担当課であった技術課を削除し、保安の職務を分析課に移管)	変更なし ただし、12.項の添付書類との混同をさけるため、添付書類-1を別添書類-1に修正する。								
別添書類-2 障害対策書	—	—	変更なし ただし、12.項の添付書類との混同をさけるため、添付書類-2を別添書類-2に修正する。								
別添書類-3 安全対策書	—	—	変更なし ただし、12.項の添付書類との混同をさけるため、添付書類-3を別添書類-3に修正する。								
別添書類-4 新分析棟プルトニウム質量分析室における質量分析計及びグローブボックス(GB120a、GB120b)の撤去に係る安全性について	ドラム缶と廃棄物コンテナについて耐火性のあることを記載のこと。	ドラム缶と廃棄物コンテナについて耐火性のあることを記載する。	先に参考資料として提出した「新分析棟プルトニウム質量分析室における質量分析計及びグローブボックス(GB120a、GB120b)の撤去に係る安全性について」を別添書類-4として追加する。								

			<p>容器の耐火性について、以下を追記する。</p> <p>4.(3)</p> <p><u>なお、20L ドラム缶及び廃棄物コンテナの材質は、ステンレス製及び鋼製である。紙製の 20L カートンボックスについては、鋼製のカートン保管用金属容器内に保管することから、放射性固体廃棄物を収納する容器は耐火性を有する。</u></p>
--	--	--	--

2. 別冊 1 保障措置分析棟

	指摘・質問	回答	補正方針																												
1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	—	—	変更なし																												
2. 使用の目的及び方法	—	—	変更なし																												
3. 核燃料物質の種類	—	—	変更なし																												
4. 使用の場所	—	—	変更なし																												
5. 予定使用期間及び年間予定使用量	予定使用期間を 3 年間ごとの更新に変更することを検討のこと。	3 年間ごとの更新に変更する。予定使用期間を、直近の 3 年間となるように変更する。	<p>表 5-1 予定使用期間及び年間予定使用量 (保障措置分析棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量 ()内は ²³⁵U 量</th> <th>延べ取扱量 ()内は ²³⁵U 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ウラン</td> <td rowspan="7">自 <u>変更許可された日</u> 至 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u></td> <td>5,000g (35g)</td> <td>1,070g (7g)</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン</td> <td>5,000g (35g)</td> <td>125g (1g)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度 5%未満)</td> <td>15,000g (750g)</td> <td>10,300g (515g)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度 5%以上 20%未満)</td> <td>500g (100g)</td> <td>390g (78g)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度 20%以上)</td> <td>100g (100g)</td> <td>54g (54g)</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム</td> <td>90g</td> <td>81g</td> </tr> <tr> <td>ウラン 233</td> <td>5g</td> <td>3g</td> </tr> </tbody> </table>	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		最大存在量 ()内は ²³⁵ U 量	延べ取扱量 ()内は ²³⁵ U 量	天然ウラン	自 <u>変更許可された日</u> 至 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u>	5,000g (35g)	1,070g (7g)	劣化ウラン	5,000g (35g)	125g (1g)	濃縮ウラン (濃縮度 5%未満)	15,000g (750g)	10,300g (515g)	濃縮ウラン (濃縮度 5%以上 20%未満)	500g (100g)	390g (78g)	濃縮ウラン (濃縮度 20%以上)	100g (100g)	54g (54g)	プルトニウム	90g	81g	ウラン 233	5g	3g
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量																													
		最大存在量 ()内は ²³⁵ U 量	延べ取扱量 ()内は ²³⁵ U 量																												
天然ウラン	自 <u>変更許可された日</u> 至 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u>	5,000g (35g)	1,070g (7g)																												
劣化ウラン		5,000g (35g)	125g (1g)																												
濃縮ウラン (濃縮度 5%未満)		15,000g (750g)	10,300g (515g)																												
濃縮ウラン (濃縮度 5%以上 20%未満)		500g (100g)	390g (78g)																												
濃縮ウラン (濃縮度 20%以上)		100g (100g)	54g (54g)																												
プルトニウム		90g	81g																												
ウラン 233		5g	3g																												
6. 使用済燃料の処分の方法	—	—	変更なし																												
7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備	—	—	変更なし																												
8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備	—	—	変更なし																												
9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備	—	—	変更なし																												
10. <u>使用施設等の</u> 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項	—	—	変更なし																												
11. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備	—	—	別冊 1 保障措置分析棟に 11.項を追加する。 (保障措置分析棟の 11.項の記載内容を「別紙 11.項 の修正及び記載内容」に示す。)																												
12. 添付書類(原子炉規制法施行令第 38 条第 2 項に定める書類)																															
12-1. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く)	—	—	別冊 1 保障措置分析棟に 12-1.項を追加する。 (別冊 3 新分析棟 12-1 項の記載内容に合わせて保障措置分析棟の 12-1 項を記載する。)																												

12-2. 想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書	—	—	別冊 1 保障措置分析棟の 12-2.項を以下のように記載する。 <u>東海保障措置センターの保障措置分析棟における、使用施設等の想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因または事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書を別冊 1 保障措置分析棟 安全対策書に示す。</u>												
12-3. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書	—	—	別冊 3 新分析棟の 12-3.項と同様の文言を記載する。 <u>東海保障措置センター共通編 別添書類-1 変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書に記載の通り。</u>												
12-4. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	—	—	別冊 3 新分析棟の 12-4.項と同様の文言を記載する。 <u>東海保障措置センター共通編 12-4 項に記載の通り。</u>												
別添書類-1 障害対策書	表 2-1 に注釈が記載されていないため記載のこと。	表 2-1 に注釈を記載する。	表 2-1 線量の管理基準 <u>注) 妊娠不能と診断された者及びその者の所属する課長等に妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</u> 2.2.3 項 評価結果に示す保管室の室名に誤記があったため、保管室(4) に修正する。 2.2.3 評価結果 保管室(4)における実効線量は隣室の貯蔵庫からの寄与も考慮すると最も高く 4.4 μSv/hr である。これは、放射線業務従事者の実効線量限度(50mSv/y)の 1/90 である。表 2-4 に実効線量計算結果を示す。 表 2-4 保管室(4)における実効線量計算結果 <table border="1" data-bbox="1614 1213 2579 1352"> <thead> <tr> <th rowspan="2">点検場所</th> <th colspan="2">実効線量(μSv/hr)</th> <th rowspan="2">合計 (μSv/hr)</th> <th rowspan="2">実効線量 (mSv/y)</th> </tr> <tr> <th>γ線</th> <th>中性子線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保管室(4)</td> <td>4.15×10⁰</td> <td>1.6×10⁻¹</td> <td>4.31×10⁰</td> <td>5.6×10⁻¹</td> </tr> </tbody> </table> 注) 点検時間は毎日 0.5hr とする。 12.項の添付書類との混同をさけるため、添付書類-1 を <u>別添書類-1</u> に修正する。	点検場所	実効線量(μSv/hr)		合計 (μSv/hr)	実効線量 (mSv/y)	γ線	中性子線	保管室(4)	4.15×10 ⁰	1.6×10 ⁻¹	4.31×10 ⁰	5.6×10 ⁻¹
点検場所	実効線量(μSv/hr)		合計 (μSv/hr)		実効線量 (mSv/y)										
	γ線	中性子線													
保管室(4)	4.15×10 ⁰	1.6×10 ⁻¹	4.31×10 ⁰	5.6×10 ⁻¹											
別添書類-2 安全対策書	—	—	変更なし 12.項の添付書類との混同をさけるため、添付書類-2 を <u>別添書類-2</u> に修正する。												

3. 別冊 2 開発試験棟

	指摘・質問	回答	補正方針
1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	—	—	変更なし
2. 使用の目的及び方法	—	—	変更なし
3. 核燃料物質の種類	—	—	変更なし
4. 使用の場所	—	—	変更なし
5. 予定使用期間及び年間予定使用量	—	—	変更なし
6. 使用済燃料の処分の方法	—	—	変更なし
7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備	—	—	変更なし
8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備	—	—	変更なし
9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備	—	—	変更なし
10. <u>使用施設等の</u> 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項	—	—	変更なし
11. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備	—	—	別冊 2 開発試験棟に 11.項を追加する。 (開発試験棟の 11.項の記載内容を「別紙 11.項 の修正及び記載内容」に示す。)
12. 添付書類(原子炉規制法施行令第 38 条第 2 項に定める書類)			
12-1. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く)	—	—	別冊 2 開発試験棟に 12-1.項を追加する。 (別冊 3 新分析棟 12-1 項の記載内容に合わせて開発試験棟の 12-1 項を記載する。)
12-2. 想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書	—	—	別冊 2 開発試験棟の 12-2.項を以下のように記載する。 <u>東海保障措置センターの開発試験棟における、使用施設等の想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因または事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書を別冊 2 開発試験棟 安全対策書に示す。</u>
12-3. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書	—	—	別冊 3 新分析棟の 12-3.項と同様の文言を記載する。 <u>東海保障措置センター共通編 別添書類-1 変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書に記載の通り。</u>
12-4. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	—	—	別冊 3 新分析棟の 12-4.項と同様の文言を記載する。 <u>東海保障措置センター共通編 12-4 項に記載の通り。</u>

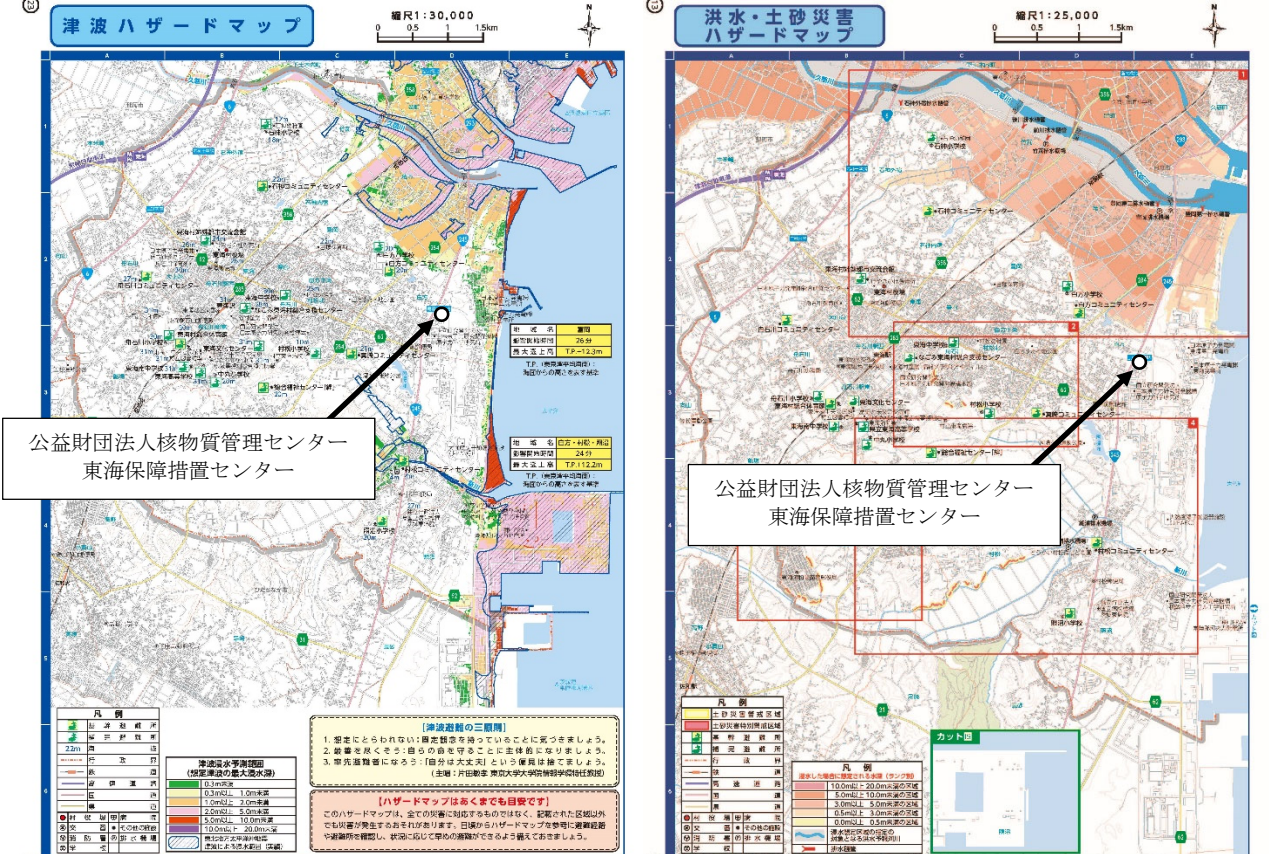
別添書類-1 障害対策書	表 2-1 に注釈が記載されていないため記載のこと。	表 2-1 に注釈を記載する。	<p>表 2-1 線量の管理基準</p> <p><u>注) 妊娠不能と診断された者及びその者の所属する課長等に妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</u></p> <p>12.項の添付書類との混同をさけるため、添付書類-1 を <u>別添書類-1</u> に修正する。</p>
別添書類-2 安全対策書	—	—	<p>変更なし</p> <p>12.項の添付書類との混同をさけるため、添付書類-2 を <u>別添書類-2</u> に修正する。</p>

4. 別冊 3 新分析棟

	指摘・質問	回答	補正方針																												
1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	—	—	変更なし																												
2. 使用の目的及び方法	—	—	変更なし																												
3. 核燃料物質の種類	—	—	変更なし																												
4. 使用の場所	—	—	変更なし																												
5. 予定使用期間及び年間予定使用量	予定使用期間を 3 年間ごとの更新に変更することを検討のこと。	3 年間ごとの更新に変更する。予定使用期間を、直近の 3 年間となるように変更する。	<p>表 5-1 予定使用期間及び年間予定使用量 (新分析棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量 ()内は ²³⁵U 量</th> <th>延べ取扱量 ()内は ²³⁵U 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ウラン</td> <td rowspan="7">自 <u>変更許可された日</u> 至 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u></td> <td>15,000g (105g)</td> <td>1,470g (11g)</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン</td> <td>15,000g (105g)</td> <td>225g (3g)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度 5%未満)</td> <td>35,000g (1,750g)</td> <td>22,300g (1,115g)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度 5%以上 20%未満)</td> <td>650g (130g)</td> <td>405g (81g)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度 20%以上)</td> <td>150g (150g)</td> <td>59g (59g)</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム</td> <td>180g</td> <td>144g</td> </tr> <tr> <td>ウラン 233</td> <td>10g</td> <td>4g</td> </tr> </tbody> </table>	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		最大存在量 ()内は ²³⁵ U 量	延べ取扱量 ()内は ²³⁵ U 量	天然ウラン	自 <u>変更許可された日</u> 至 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u>	15,000g (105g)	1,470g (11g)	劣化ウラン	15,000g (105g)	225g (3g)	濃縮ウラン (濃縮度 5%未満)	35,000g (1,750g)	22,300g (1,115g)	濃縮ウラン (濃縮度 5%以上 20%未満)	650g (130g)	405g (81g)	濃縮ウラン (濃縮度 20%以上)	150g (150g)	59g (59g)	プルトニウム	180g	144g	ウラン 233	10g	4g
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量																													
		最大存在量 ()内は ²³⁵ U 量	延べ取扱量 ()内は ²³⁵ U 量																												
天然ウラン	自 <u>変更許可された日</u> 至 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u>	15,000g (105g)	1,470g (11g)																												
劣化ウラン		15,000g (105g)	225g (3g)																												
濃縮ウラン (濃縮度 5%未満)		35,000g (1,750g)	22,300g (1,115g)																												
濃縮ウラン (濃縮度 5%以上 20%未満)		650g (130g)	405g (81g)																												
濃縮ウラン (濃縮度 20%以上)		150g (150g)	59g (59g)																												
プルトニウム		180g	144g																												
ウラン 233		10g	4g																												
6. 使用済燃料の処分の方法	—	—	変更なし																												
7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備	窓板の難燃性材料を具体的に記載のこと	難燃性樹脂をポリカーボネート樹脂に修正する。	<p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グローブボックス (共通仕様)</td> <td>—</td> <td> 耐震設計：耐震 B クラス 気体廃棄施設 (排気第 1 系統) に接続 材質：本体：ステンレス鋼 窓板：メタクリル樹脂 (更新するグローブボックスについては <u>ポリカーボネート樹脂</u>) グローブ：クロロプレン、ハイパロン 性能：負圧維持：通常約-300Pa (対室内圧) リーク率：0.1vol%/h 以下 (通常時) 警報装置：負圧警報 警報下限設定値：-50Pa (対室内圧) 警報上限設定値：-490Pa (対室内圧) </td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	グローブボックス (共通仕様)	—	耐震設計：耐震 B クラス 気体廃棄施設 (排気第 1 系統) に接続 材質：本体：ステンレス鋼 窓板：メタクリル樹脂 (更新するグローブボックスについては <u>ポリカーボネート樹脂</u>) グローブ：クロロプレン、ハイパロン 性能：負圧維持：通常約-300Pa (対室内圧) リーク率：0.1vol%/h 以下 (通常時) 警報装置：負圧警報 警報下限設定値：-50Pa (対室内圧) 警報上限設定値：-490Pa (対室内圧)																						
使用設備の名称	個数	仕様																													
グローブボックス (共通仕様)	—	耐震設計：耐震 B クラス 気体廃棄施設 (排気第 1 系統) に接続 材質：本体：ステンレス鋼 窓板：メタクリル樹脂 (更新するグローブボックスについては <u>ポリカーボネート樹脂</u>) グローブ：クロロプレン、ハイパロン 性能：負圧維持：通常約-300Pa (対室内圧) リーク率：0.1vol%/h 以下 (通常時) 警報装置：負圧警報 警報下限設定値：-50Pa (対室内圧) 警報上限設定値：-490Pa (対室内圧)																													
8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備	—	—	変更なし																												

<p>9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備</p>	<p>「原子力規制委員会告示7号」を「原子力規制委員会告示8号」に修正のこと。</p>	<p>「原子力規制委員会告示8号」に修正する。以下、同様とする。</p>	<p>9.1.1 気体廃棄施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1567 260 2626 636"> <tr> <td data-bbox="1567 260 1902 636"> <p>気体廃棄施設の位置</p> </td> <td data-bbox="1902 260 2626 636"> <p>気体廃棄施設は、新分析棟2階の排気機械室にあり、排気筒は新分析棟屋上に位置する。 本施設の管理区域内で発生する気体廃棄物は、高性能エアフィルタ等のろ過により、排気中の放射性物質濃度を「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(平成27年原子力規制委員会告示第8号)で定められている周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下にして、排気筒から排出される。なお、本施設からの排気中の放射性物質濃度を監視するためスタックダストモニタを本施設内に設ける。 図9-1に気体廃棄設備の系統図を示す。</p> </td> </tr> </table> <p>9.2.1 液体廃棄施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1567 701 2626 1178"> <tr> <td data-bbox="1567 701 1902 1178"> <p>液体廃棄施設の位置</p> </td> <td data-bbox="1902 701 2626 1178"> <p>液体廃棄施設は、新分析棟地階の廃液貯槽室に位置する。液体廃棄物としては、手洗器、シャワー、床排水、排気筒ドレン等の低いレベルの廃液は、本施設内廃液用配管を経由して廃液貯槽(5m³)2基のうち1基に貯留される。 廃液貯槽から排水するときは、廃液中の放射性物質濃度を測定し、その値が平成27年原子力規制委員会告示第8号に規定する周辺監視区域外の濃度限度以下の場合、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(以下、「原科研」という。)の第一排水溝へ放出する。上記制限値を超えるときは、タンクローリーで原科研の廃棄物処理場へ運搬する。 グローブボックス等で発生するウラン、プルトニウムを含む廃液は、中和、固化等を行い、固体廃棄物として処理する。液体廃棄設備の系統図を図9-2に示す。</p> </td> </tr> </table>	<p>気体廃棄施設の位置</p>	<p>気体廃棄施設は、新分析棟2階の排気機械室にあり、排気筒は新分析棟屋上に位置する。 本施設の管理区域内で発生する気体廃棄物は、高性能エアフィルタ等のろ過により、排気中の放射性物質濃度を「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(平成27年原子力規制委員会告示第8号)で定められている周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下にして、排気筒から排出される。なお、本施設からの排気中の放射性物質濃度を監視するためスタックダストモニタを本施設内に設ける。 図9-1に気体廃棄設備の系統図を示す。</p>	<p>液体廃棄施設の位置</p>	<p>液体廃棄施設は、新分析棟地階の廃液貯槽室に位置する。液体廃棄物としては、手洗器、シャワー、床排水、排気筒ドレン等の低いレベルの廃液は、本施設内廃液用配管を経由して廃液貯槽(5m³)2基のうち1基に貯留される。 廃液貯槽から排水するときは、廃液中の放射性物質濃度を測定し、その値が平成27年原子力規制委員会告示第8号に規定する周辺監視区域外の濃度限度以下の場合、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(以下、「原科研」という。)の第一排水溝へ放出する。上記制限値を超えるときは、タンクローリーで原科研の廃棄物処理場へ運搬する。 グローブボックス等で発生するウラン、プルトニウムを含む廃液は、中和、固化等を行い、固体廃棄物として処理する。液体廃棄設備の系統図を図9-2に示す。</p>
<p>気体廃棄施設の位置</p>	<p>気体廃棄施設は、新分析棟2階の排気機械室にあり、排気筒は新分析棟屋上に位置する。 本施設の管理区域内で発生する気体廃棄物は、高性能エアフィルタ等のろ過により、排気中の放射性物質濃度を「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(平成27年原子力規制委員会告示第8号)で定められている周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下にして、排気筒から排出される。なお、本施設からの排気中の放射性物質濃度を監視するためスタックダストモニタを本施設内に設ける。 図9-1に気体廃棄設備の系統図を示す。</p>						
<p>液体廃棄施設の位置</p>	<p>液体廃棄施設は、新分析棟地階の廃液貯槽室に位置する。液体廃棄物としては、手洗器、シャワー、床排水、排気筒ドレン等の低いレベルの廃液は、本施設内廃液用配管を経由して廃液貯槽(5m³)2基のうち1基に貯留される。 廃液貯槽から排水するときは、廃液中の放射性物質濃度を測定し、その値が平成27年原子力規制委員会告示第8号に規定する周辺監視区域外の濃度限度以下の場合、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(以下、「原科研」という。)の第一排水溝へ放出する。上記制限値を超えるときは、タンクローリーで原科研の廃棄物処理場へ運搬する。 グローブボックス等で発生するウラン、プルトニウムを含む廃液は、中和、固化等を行い、固体廃棄物として処理する。液体廃棄設備の系統図を図9-2に示す。</p>						
<p>10. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>変更なし</p>				
<p>11. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備</p>	<p>(1)閉じ込め セル等は気体廃棄施設に接続されていることを記載のこと。 質量分析計の閉じ込め機能についても記載すること。 (2)遮蔽 線量評価結果を記載し、遮蔽能力を有することを示すこと。 (3)火災 火災警報、消火設備は消防法に基づいたものかを確認のこと。 セル等の等は何を示すのか、また、質量分析計の具体的な材料の具体名を記載のこと。</p>	<p>セル等は気体廃棄施設に接続されていることを記載する。 質量分析計はグローブボックスに接続して使用すること等を記載する。 線量評価結果等を記載する。 消防法に基づいており、その旨を記載する。 セル等の等としては、ホットセル、グローブボックス及びフードを示す。 質量分析計のグローブボックスと接続するイオン源等について、主にステンレス鋼、アルミニウム、セラミックス等の不燃材料より構成される。</p>	<p>別冊3 新分析棟の11.項の記載内容を「別紙 11.項の修正及び記載内容」に示す。</p>				

	(4)立入り 管理区域はどのように区画されているか記載のこと。	管理区域の区画方法について記載する。	
	(7)施設検査対象施設の地盤 使用前検査対象施設に修正のこと。以下、同様の修正を行うこと。	施設検査対象施設を使用前検査対象施設に修正する。以下、同様の修正を行う。	
	(8)新分析棟の耐震重要度分類について確認のこと。	新分析棟の建屋は B クラスの施設であること等を記載する。	
	(11)不法侵入 サイバーテロの対策はされているか確認のこと。	サイバーテロへの対策等について記載する。	
	(15) 重要度に応じた安全機能の確保 安全上重要な施設以外の要求事項を記載すること。	安全上重要な施設以外の要求事項を記載する。	
	(18)使用前検査対象施設の共用安全対策書で説明されている総合監視盤は共用に該当するか確認のこと。	当センター内の他の使用施設との共用はないことを記載する。また、合わせて事務棟総合監視盤への給電を行っていることを記載する。	
	(22)貯蔵施設 貯蔵施設の容量が十分であることの説明を行うこと。	貯蔵施設の容量が十分であることについて記載する。	
	(23)廃棄施設 保管廃棄施設の容量が十分であることの説明を行うこと。	貯蔵施設の容量が十分であることについて記載する。	
12. 添付書類(原子炉規制法施行令第 38 条第 2 項に定める書類)			
12-1. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く)	—	—	<p>変更なし</p> <p>ただし、11.項の補足として以下を追記</p> <p>(9)津波による損傷の防止 <u>なお、以下に自治体(東海村)の自然災害ハザードマップのうち、津波ハザードマップ及び洪水・土砂災害ハザードマップを示す。</u></p>

			 <p>図. 津波ハザードマップ(東海村)</p> <p>図. 洪水・土砂災害ハザードマップ(東海村)</p> <p>(22)貯蔵施設 <u>なお、新分析棟、試料貯蔵室に核燃料物質貯蔵庫が計9台あり、その合計の容積として8.78m³の貯蔵能力があることから、最大収納量の核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する。</u></p> <p>(23)廃棄施設 <u>なお、新分析棟、廃棄物貯蔵室の床面積及び室容積は、21m²及び105m³あり、固体廃棄物7m³（20Lの専用の容器150個及び200Lドラム缶20本）を一時保管することができる。</u></p>
12-2. 想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書	—	—	別冊3 新分析棟の12-2.項の記載を以下のように修正する。 <u>東海保障措置センターの新分析棟における、使用施設等の想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因または事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書を別冊3 新分析棟 安全対策書に示す。</u>
12-3. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書	—	—	変更なし
12-4. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	—	—	変更なし
別添書類-1 障害対策書	—	—	別冊1 保障措置分析棟及び別冊2 開発試験棟の障害対策書、2.1 被ばくの管理基準に示す表2-1「線量の管理基準」と同じ表を、別冊3 新分析棟の障害対策書、3.1 前提条件に加える。

3.1 前提条件

本施設における外部被ばく対策は、遮へい体によって線量を予め定められた設計基準値以下に抑えることにより行う。なお、一定期間における作業者に係る線量の管理基準は、表 3-1 に示すとおりで、この基準を超えないように管理する。

表 3-1 線量の管理基準

対象者	線量区分	要警戒線量	線量限度
放射線業務従事者	実効線量	13mSv/3月	(1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年 (3) 女子注) 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子本人の申出等によりその者の所属する課長等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1mSv
	等価線量	眼の水晶体	13mSv/3月 (1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年
		皮膚	130mSv/3月 500mSv/年
	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv/期間中	(1) 13mSv/3月 (2) 本人の申出等によりその者の所属する課長等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき 2mSv

注) 妊娠不能と診断された者及びその者の所属する課長等に妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

12.項の添付書類との混同をさけるため、添付書類-1 を 別添書類-1 に修正する。

変更なし

12.項の添付書類との混同をさけるため、添付書類-2 を 別添書類-2 に修正する。

別添書類-2 安全対策書

—

—

	新分析棟 (令和4年5月申請)	新分析棟	保障措置分析棟	開発試験棟																					
(1) 閉じ込めの機能	<p>放射性物質を収納する系統及び機器は、ホットセル、グローブボックス及びフードである。ホットセル、グローブボックスはリーク率を0.1vol%/h以下とする密封構造である。また、これらの機器内は負圧(通常約-300Pa)に保たれている。またフードは、窓半開時の風速を0.5m/sec以上に維持する。</p>	<p>放射性物質を収納する系統及び機器は、ホットセル、グローブボックス及びフードである。ホットセル、グローブボックスはリーク率を0.1vol%/h以下とする密封構造である。また、これらの機器内は負圧(通常約-300Pa)に保たれている。またフードは、窓半開時の風速を0.5m/sec以上に維持する。</p> <p>ホットセル、グローブボックスは、本体の材質をステンレス鋼、窓材をメタクリル樹脂(更新するグローブボックスはポリカーボネート)を用いて気密構造とし、またフードは外装を鋼板、内装をステンレス鋼とし、主に使用する硝酸等の分析試薬に対し耐腐食性を有する。ホットセル、グローブボックス及びフードは、気体廃棄設備のうち排気第1系統及び排気第2系統に連結され、その排気はプレフィルタ及び高性能フィルタでろ過したのち、排気筒より放出する。</p> <p>また、核燃料物質の貯蔵施設として、試料貯蔵室を有し鋼製及びステンレス鋼製の特殊貯蔵庫1台及び貯蔵庫8台を設置している。貯蔵する核燃料物質の種類に応じて、ビニールバッグ等に封入のうえ金属容器に収納し貯蔵庫に貯蔵する。</p> <p>本施設で発生する固体廃棄物は、内容物に応じて不燃性と可燃性に、またそれぞれα廃棄物、β・γ廃棄物に分類し、ステンレス製及び鋼製のドラム缶等の容器に封入梱包して一時保管する。</p> <p>使用施設の設備のうち質量分析計はグローブボックスに接続し使用する。なお、質量分析計は高真空下での使用を前提とし、ターボポンプ、ロータリーポンプ等の真空ポンプを用いて真空を維持する高い気密性を有している。</p>	<p>本施設では、核燃料物質の貯蔵施設として、貯蔵庫を有し鋼製の貯蔵棚7台を設置している。貯蔵する核燃料物質の種類に応じて、ビニールバッグ等に封入したものを金属容器に収納し貯蔵棚に貯蔵する。固体廃棄施設として、保管室(1)から保管室(4)を有し、ステンレス製及び鋼製のドラム缶等に封入梱包した固体廃棄物を当該保管室において一時保管する。</p> <p>なお、本施設において、従前、核燃料物質を使用するために設置されていたホットセル、グローブボックス、フードは既に撤去されている。また、廃棄施設のうち気体廃棄施設及び液体廃棄施設を有しない。</p>	<p>本施設では、固体廃棄施設として、廃棄物保管室(1)から廃棄物保管室(6)を有し、当施設の設備撤去時に発生し、ステンレス製及び鋼製のドラム缶等に封入梱包した固体廃棄物の保管廃棄を行っている。</p> <p>なお、本施設において、従前、核燃料物質を使用するために設置されていたホットセル、グローブボックス、フードは既に撤去されている。また、貯蔵施設、廃棄施設のうち気体廃棄施設及び液体廃棄施設を有しない。</p>																					
(2) 遮蔽(へい)	<p>グローブボックス、ホットセルに用いる遮へい体として、グローブボックスは鉛パネル(鉛2mm当量)、ホットセルは鉄材(厚さ2cm)を用いて遮へいを行う。</p> <p>核燃料物質を貯蔵する試料貯蔵室は、建屋壁により遮へいを行う。</p> <p>試料貯蔵室には核燃料物質貯蔵庫として、特殊貯蔵庫、A型貯蔵庫及びL型貯蔵庫が設置されている。特殊貯蔵庫は厚さ1cmの鋼板及び厚さ15cmの中性子線の遮へい材(ポリエチレン)により遮へいを行う。またA型貯蔵庫及びL型貯蔵庫は、それぞれ厚さ約1cm及び0.1cmのステンレス鋼により遮へいを行う。</p>	<p>グローブボックス、ホットセルに用いる遮へい体として、グローブボックスは鉛パネル(鉛2mm当量)、ホットセルは鉄材(厚さ2cm)を用いて遮へいを行う。</p> <p>核燃料物質を貯蔵する試料貯蔵室は、により遮へいを行う。</p> <p>試料貯蔵室には核燃料物質貯蔵庫として、特殊貯蔵庫、A型貯蔵庫及びL型貯蔵庫が設置されている。特殊貯蔵庫は厚さ1cmの鋼板及び厚さ15cmの中性子線の遮へい材(ポリエチレン)により遮へいを行う。またA型貯蔵庫及びL型貯蔵庫は、それぞれ厚さ1.2cm及び0.1cmのステンレス鋼により遮へいを行う。</p> <p>(2)-1.放射線業務従事者の被ばくについて 評価に用いるプルトニウムを二種類想定し、そのうち一種類は初期濃縮度3.4%、燃焼度40,000MWd/tのPWR使用済燃料のプルトニウムとする。安全評価上より安全側となるPWR使用済燃料を計算に用い、主な燃料の仕様を、初期濃縮度3.4%、燃焼度40,000MWd/t、冷却期間4.76年としてORIGEN-2によって計算したプルトニウムの組成を表(2)-1に示す。もう一種類のプルトニウムは質量分析のスパイク調製に使用する標準試料である。その組成を同じく表(2)-1に示す。これらのプルトニウムによる放射能はスパイク調製用プルトニウムに関しては30年保管による娘核種を考慮し、他のプルトニウムに関しては241Amの生成量が最大となる70年の冷却期間を考慮した。</p> <p>新分析棟におけるホットセル、グローブボックス等における核燃料物質の最大使用量を表(2)-3に示す。このうち、核燃料物質の最大使用量、作業時間を考慮し、プルトニウム化学分析室及びスパイク調製室における実効線量を求め、本結果を、表(2)-4及び表(2)-5に示す。なお、プルトニウム化学分析室及びスパイク調製室のグローブボックスの遮へい体として鉛ガラス(鉛2mm当量)、ホットセルは鉄(厚さ2cm)を考慮した。この結果より、プルトニウム化学分析室で行う操作における実効線量は2.4mSv/yであり、これは、放射線業務従事者の線量限度(50mSv/y)を下回る(100mSv/5yにおいても十分に下回る)。</p> <p>(2)-2. 試料貯蔵室の管理区域境界における線量 試料貯蔵室には、表(2)-2に示す年間予定使用量全部が貯蔵される可能性がある。従って、試料貯蔵室に年間予定使用量全部が貯蔵されたとして核燃料物質からのγ線及び中性子線による管理区域及び管理区域境界における線量を上記(2)-1.項と同様な解析方法で求めた。本結果を表(2)-6に示す。</p> <p>なお、特殊貯蔵庫及び貯蔵庫各種の条件を次のとおりとし、特殊貯蔵庫及び貯蔵庫(L型を除く)には年間予定使用量のウラン及びプルトニウムが保管されているものとする。</p> <p>特殊貯蔵庫:周囲は1cm厚さの鉄(SUS304)、その外側に15cm厚さのポリエチレン 貯蔵庫(L型以外):周囲は1.2cm厚さの鉄(SUS304) 貯蔵庫(L型):周囲は0.1cm厚さの鉄</p>	<p>核燃料物質を貯蔵する貯蔵庫及び放射性固体廃棄物の一時保管を行う保管室は、厚さにより遮へいを行う。貯蔵庫の外壁は厚さにより遮へいを行う。なお、貯蔵棚が7台設置されており、プルトニウム及びウラン233はビニールバッグ等に封入したのち金属容器に収納し、貯蔵棚に貯蔵する。</p> <p>(2)-1.放射線業務従事者の被ばくについて 評価条件として、表(2)-1に示す当施設の年間予定使用量に示す未照射核燃料物質が貯蔵庫に保管されているものとする。また、各保管室には、表(2)-2に示す放射性固体廃棄物の最大保管量が保管されており、内容物は汚染物品であるが、評価上、同表(2)-2に示すウラン、プルトニウムがドラム缶等に含まれているものとして評価する。なお、評価に用いるウラン及びプルトニウムの同位体組成を表(2)-3に示す。また、娘核種を考慮するものとし、ウランは約30年、プルトニウムは約70年を経過したものとする。線源強度の評価はORIGEN-2コードを用いた。本結果を、表(2)-3に示す。評価点は各室の扉位置とし、廃棄物保管室6室における日常点検及びドラム缶の整理等の保守作業における実効線量の合計は、10mSv/yであり、これは、放射線業務従事者の線量限度(50mSv/y)を下回る(100mSv/5yにおいても十分に下回る)。</p> <p>(2)-2. 貯蔵庫の管理区域境界における線量 貯蔵庫には、表(2)-1に示す年間予定使用量全部が貯蔵されたとして核燃料物質からのγ線及び中性子線による管理区域境界における線量を求めた。</p> <p>なお、貯蔵庫の管理区域境界における線量について、貯蔵庫との隣室を隔てるを遮へい体とする評価結果を参考とした。本を遮へい体とした線量の結果を表(2)-5に示す。本結果より、3月の実効線量として1.34mSvであるが、貯蔵庫管理区域境界のであることから、線量結果を倍した場合、1.0mSv/3月と推定できることから、線量限度(1.3mSv/3月)を下回る。</p>	<p>放射性固体廃棄物の保管廃棄を行う廃棄物保管室は、により遮へいを行う。</p> <p>(2)-1.放射線業務従事者の被ばくについて 評価条件として、各廃棄物保管室には、表(2)-1に示す放射性固体廃棄物の最大保管量が保管されており、内容物は汚染物品であるが、評価上、同表(2)-1に示すウラン、プルトニウムがドラム缶等に含まれているものとして評価する。なお、評価に用いるウラン及びプルトニウムの同位体組成を表(2)-2に示す。また、娘核種を考慮するものとし、ウランは約30年、プルトニウムは約70年を経過したものとする。線源強度の評価はORIGEN-2コードを用いた。本結果を、表(2)-3に示す。評価点は各室の扉位置とし、廃棄物保管室6室における日常点検及びドラム缶の整理等の保守作業における実効線量の合計は、10mSv/yであり、これは、放射線業務従事者の線量限度(50mSv/y)を下回る(100mSv/5yにおいても十分に下回る)。</p> <p>(2)-2. 廃棄物保管室の管理区域境界における線量 各廃棄物保管室に保管できる放射性固体廃棄物の最大保管量が保管されており、内容物は汚染物品であるが、評価上、同表(2)-1に示すウラン、プルトニウムがドラム缶等に含まれているものとして、γ線及び中性子線による管理区域境界における線量を求めた。なお、管理区域境界である廃棄物保管室のに示す。また、管理区域境界における線量の結果を表(2)-5に示す。本結果のうち、最も大きな線量となった評価点は出入口であり、0.32mSv/3月であった。これは管理区域境界に係る線量限度(1.3mSv/3月)を下回るものである。</p> <p>表(2)-1 放射性固体廃棄物の最大保管個数</p> <table border="1" data-bbox="2226 1575 2858 1990"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>収納容器個数</th> <th>汚染量*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物保管室(1)</td> <td>ドラム缶 162本分</td> <td>プルトニウム 1g、ウラン 1g</td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管室(2)</td> <td>ドラム缶 126本分</td> <td>プルトニウム 1g、ウラン 1g</td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管室(3)</td> <td>ドラム缶 72本分</td> <td>プルトニウム 1g、ウラン 1g</td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管室(4)</td> <td>ドラム缶 117本分</td> <td>プルトニウム 1g、ウラン 1g</td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管室(5)</td> <td>ドラム缶 56本分</td> <td>プルトニウム 1g、ウラン 1g</td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管室(6)</td> <td>ドラム缶 91本分</td> <td>プルトニウム 1g、ウラン 1g</td> </tr> </tbody> </table> <p>*ただし、評価上の廃棄物中の汚染量</p>	室名	収納容器個数	汚染量*	廃棄物保管室(1)	ドラム缶 162本分	プルトニウム 1g、ウラン 1g	廃棄物保管室(2)	ドラム缶 126本分	プルトニウム 1g、ウラン 1g	廃棄物保管室(3)	ドラム缶 72本分	プルトニウム 1g、ウラン 1g	廃棄物保管室(4)	ドラム缶 117本分	プルトニウム 1g、ウラン 1g	廃棄物保管室(5)	ドラム缶 56本分	プルトニウム 1g、ウラン 1g	廃棄物保管室(6)	ドラム缶 91本分	プルトニウム 1g、ウラン 1g
室名	収納容器個数	汚染量*																							
廃棄物保管室(1)	ドラム缶 162本分	プルトニウム 1g、ウラン 1g																							
廃棄物保管室(2)	ドラム缶 126本分	プルトニウム 1g、ウラン 1g																							
廃棄物保管室(3)	ドラム缶 72本分	プルトニウム 1g、ウラン 1g																							
廃棄物保管室(4)	ドラム缶 117本分	プルトニウム 1g、ウラン 1g																							
廃棄物保管室(5)	ドラム缶 56本分	プルトニウム 1g、ウラン 1g																							
廃棄物保管室(6)	ドラム缶 91本分	プルトニウム 1g、ウラン 1g																							

この結果から、管理区域境界における線量は0.09mSv/3月であり、これは管理区域境界に係る線量限度(1.3mSv/3月)を下回る。

表(2)-1 プルトニウム組成(重量比)

組成	PWR燃料(%)	スパイク調製用プルトニウム*(%)
²³⁸ Pu	2.2	0.0015
²³⁹ Pu	55.4	97.9290
²⁴⁰ Pu	25.6	2.0563
²⁴¹ Pu	10.6	0.0122
²⁴² Pu	6.2	0.0010

*:質量分析のスパイク調製に使用するプルトニウム

表(2)-2 核燃料物質の年間予定使用量及び最大取扱量

核燃料物質の種類	年間予定使用量	最大取扱量
劣化ウラン	15,000 g	50 g (²³⁵ U)
天然ウラン	15,000 g	50 g (²³⁵ U)
濃縮ウラン(5%未満)	35,000 g	50 g (²³⁵ U)
濃縮ウラン(5%以上 20%未満)	650 g	50 g (²³⁵ U)
濃縮ウラン(20%以上)	150 g	50 g (²³⁵ U)
プルトニウム	180 g	20 g
ウラン 233	10 g	1 g
核分裂生成物	4 × 10 ⁸ Bq	4 × 10 ⁷ Bq

表(2)-3 核燃料物質の最大使用量とグローブボックス、ホットセル及びフード

最大使用量				室名
Pu (g)	²³⁵ U (g)	²³³ U (g)	核分裂生成物 (Bq)	グローブボックス、ホットセル及びフード
1	10	1	—	プルトニウム化学分析室 GB117a~GB117j アクチノイド分析室 GB121a、GB121b、GB121c
5	10	1	—	スパイク調製室 GB118a~GB118d
2	10	1	4 × 10 ⁷	プルトニウム化学分析室 HC117a、HC117b、HC117c
—	10	—	—	プルトニウム化学分析室 F117a、F117b スパイク調製室 F118a アクチノイド分析室 F121a ウラン化学分析室、ウラン質量分析室 F116a、F116b、F116c
1	1	0.1	—	プルトニウム質量分析室 GB120a~GB120d ウラン質量分析室 GB116a、GB116b
180	2,240	10	4 × 10 ⁸	試料貯蔵室

表(2)-4 プルトニウム化学分析室における実効線量

評価点	実効線量(μSv/h)		合計(μSv/h)	実効線量(mSv/y)
	γ線	中性子		
操作作業	7.68 × 10 ⁰	5.01 × 10 ⁻²	7.73 × 10 ⁰	2.1 × 10 ⁰
準備作業	9.02 × 10 ⁻¹	1.69 × 10 ⁻²	9.18 × 10 ⁻¹	2.4 × 10 ⁻¹
	合計			2.4 × 10 ⁰

注)作業時間は週5時間(年間260時間)とする。

表(2)-2 放射性固体廃棄物の最大保管個数

室名	収納容器個数	汚染量*
保管室(3)	ドラム缶 240 本分	プルトニウム 1g、ウラン 1g
保管室(1)	ドラム缶 64 本分	(合計量) プルトニウム 1g、ウラン 1g
保管室(2)	ドラム缶 72 本分	
保管室(4)	ドラム缶 64 本分	

*ただし、評価上の廃棄物中の汚染量

表(2)-3 ウラン、プルトニウム組成(重量比)

核燃料物質	組成(%)
天然ウラン	²³⁸ U:99.275 ²³⁵ U:0.7193 ²³⁴ U:0.0057
劣化ウラン	天然ウランと同じ組成とする。
濃縮ウラン(5%未満)	²³⁸ U:95 ²³⁵ U:5
濃縮ウラン(5%以上 20%未満)	²³⁸ U:80 ²³⁵ U:20
濃縮ウラン(20%以上)	²³⁵ U:100
ウラン 233	²³³ U:100
プルトニウム	²³⁸ Pu: 2.1 ²³⁹ Pu:51.8 ²⁴⁰ Pu:26.0 ²⁴¹ Pu:13.8 ²⁴² Pu: 6.3

表(2)-4 保管室(4)における実効線量

点検場所	実効線量(μSv/h)		合計(μSv/h)	実効線量(mSv/y)
	γ線	中性子		
保管室(4)	4.15 × 10 ⁰	1.6 × 10 ⁻¹	4.31 × 10 ⁰	5.6 × 10 ⁻¹

注)点検時間は毎日0.5時間とする(260日/年)。

表(2)-5 貯蔵庫からの放射線による管理区域境界における線量

評価点	実効線量(μSv/h)*1		合計(μSv/h)	実効線量(mSv/3月)*2
	γ線	中性子		
貯蔵庫外壁(管理区域境界)	2.63 × 10 ⁰	1.60 × 10 ⁻¹	2.79 × 10 ⁰	1.34 × 10 ⁰

*1: 遮へい体として[]を考慮した管理区域境界の実効線量

*2: 3月における実効線量(mSv/3月)は、(8時間/日) × (5日/週) × (12週/3月) = 480時間として試算。

表(2)-2 ウラン、プルトニウム組成(重量比)

核燃料物質	組成(重量比)
ウラン	濃縮ウラン(5%未満)の低濃縮ウラン
プルトニウム	²³⁸ Pu: 2.1 ²³⁹ Pu:51.8 ²⁴⁰ Pu:26.0 ²⁴¹ Pu:13.8 ²⁴² Pu: 6.3

表(2)-3 廃棄物保管室における日常点検・保守時の実効線量

作業	実効線量(μSv/h)*1		合計(μSv/h)	実効線量(mSv/y)
	γ線	中性子		
日常点検*2 保守作業*3	5.4 × 10 ¹	6.4 × 10 ⁻²	5.4 × 10 ¹	6.8 × 10 ⁰ 3.2 × 10 ⁰
	合計			1.0 × 10 ¹

*1:実効線量は、6室ある各廃棄物保管室の実効線量を平均した結果

*2:日常点検は毎日0.5h(各廃棄物保管室につき5分)、5日/週、50週/年で計算

*3:保守(ドラム缶の整理等)は各廃棄物保管室につき60分/日、10日/年、計6室で計算

表(2)-4 管理区域境界の

評価点(境界)	評価点に近接する部屋	
天井	廃棄物保管室(1),(2),(3),(4),(5),(6)	■
北壁	廃棄物保管室(3),(4),(5),(6)	■
南壁	廃棄物保管室(1),(2)	■
東壁	廃棄物保管室(1),(6)	■
西壁	廃棄物保管室(2),(3)	■
リフト室壁	廃棄物保管室(1) 廃棄物保管室(2)	■
出入口	なし	■

表(2)-5 管理区域境界における線量計算結果

評価点(境界)	線量(μSv/h)		合計(μSv/h)	線量(mSv/3ヶ月)*
	γ線	中性子線		
天井	1.5 × 10 ⁻¹	1.7 × 10 ⁻¹	3.1 × 10 ⁻¹	1.6 × 10 ⁻¹
北壁	2.6 × 10 ⁻²	9.1 × 10 ⁻²	1.2 × 10 ⁻¹	5.8 × 10 ⁻²
南壁	4.2 × 10 ⁻²	7.8 × 10 ⁻²	1.2 × 10 ⁻¹	6.0 × 10 ⁻²
東壁	1.3 × 10 ⁻²	4.6 × 10 ⁻²	5.9 × 10 ⁻²	2.9 × 10 ⁻²
西壁	2.8 × 10 ⁻²	3.1 × 10 ⁻²	5.9 × 10 ⁻²	2.9 × 10 ⁻²
リフト室壁	3.7 × 10 ⁻²	5.7 × 10 ⁻²	9.4 × 10 ⁻²	4.7 × 10 ⁻²
出入口	6.1 × 10 ⁻¹	2.6 × 10 ⁻²	6.4 × 10 ⁻¹	3.2 × 10 ⁻¹

*:3月における実効線量(mSv/3月)は、実労働時間を考慮し500時間として試算。

		<p>表(2)-5 スパイク調製室における実効線量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業内容</th> <th colspan="2">実効線量(μSv/h)</th> <th rowspan="2">合計 (μSv/h)</th> <th rowspan="2">実効線量 (mSv/y)</th> </tr> <tr> <th>γ線</th> <th>中性子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>操作作業</td> <td>2.44×10⁰</td> <td>2.23×10⁻²</td> <td>2.46×10⁰</td> <td>2.5×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>準備作業</td> <td>2.69×10⁻¹</td> <td>2.08×10⁻³</td> <td>2.71×10⁻¹</td> <td>2.8×10⁻³</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>2.8×10⁻²</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)年間作業時間は10時間とする。</p> <p>表(2)-6 試料貯蔵室からの放射線による隣接部屋及び管理区域境界における線量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価点</th> <th colspan="2">実効線量 (μSv/h)</th> <th rowspan="2">合計 (μSv/h)</th> <th rowspan="2">実効線量</th> </tr> <tr> <th>γ線</th> <th>中性子線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隣室:アクチノイド分析室</td> <td>7.85×10⁰</td> <td>4.00×10⁰</td> <td>1.18×10¹</td> <td>6.61×10⁻¹ (mSv/週)^{*1}</td> </tr> <tr> <td>2階:給気機械室 (管理区域境界)</td> <td>6.86×10⁻²</td> <td>3.49×10⁻²</td> <td>1.04×10⁻¹</td> <td>7.57×10⁻² (mSv/3月)^{*2}</td> </tr> <tr> <td>試料貯蔵室外壁 (管理区域境界)</td> <td>8.41×10⁻⁴</td> <td>1.23×10⁻¹</td> <td>1.24×10⁻¹</td> <td>9.03×10⁻² (mSv/3月)^{*2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 1週間における実効線量(μSv/週)は、(8時間/日)×(7日/週)=56時間として計算。 *2: 3月における実効線量(mSv/3月)は、(8時間/日)×(7日/週)×(13週/3月)=728時間として計算。</p>	作業内容	実効線量(μSv/h)		合計 (μSv/h)	実効線量 (mSv/y)	γ線	中性子	操作作業	2.44×10 ⁰	2.23×10 ⁻²	2.46×10 ⁰	2.5×10 ⁻²	準備作業	2.69×10 ⁻¹	2.08×10 ⁻³	2.71×10 ⁻¹	2.8×10 ⁻³				合計	2.8×10 ⁻²	評価点	実効線量 (μSv/h)		合計 (μSv/h)	実効線量	γ線	中性子線	隣室:アクチノイド分析室	7.85×10 ⁰	4.00×10 ⁰	1.18×10 ¹	6.61×10 ⁻¹ (mSv/週) ^{*1}	2階:給気機械室 (管理区域境界)	6.86×10 ⁻²	3.49×10 ⁻²	1.04×10 ⁻¹	7.57×10 ⁻² (mSv/3月) ^{*2}	試料貯蔵室外壁 (管理区域境界)	8.41×10 ⁻⁴	1.23×10 ⁻¹	1.24×10 ⁻¹	9.03×10 ⁻² (mSv/3月) ^{*2}	<p>↓核燃料物質の種類ごとの線量評価結果を、様式 12-1 に記載する。</p> <p>表 貯蔵庫からの放射線による管理区域境界における線量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">実効線量(μSv/h)*¹</th> <th rowspan="2">合計 (μSv/h)</th> <th rowspan="2">実効線量 (mSv/3月)*²</th> </tr> <tr> <th>γ線</th> <th>中性子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ウラン</td> <td>6.65×10⁻²</td> <td></td> <td>6.65×10⁻²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン</td> <td>6.07×10⁻²</td> <td></td> <td>6.07×10⁻²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (5%未満)</td> <td>2.98×10⁻¹</td> <td></td> <td>2.98×10⁻¹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (5%以上20%未満)</td> <td>2.04×10⁻²</td> <td></td> <td>2.04×10⁻²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (20%以上)</td> <td>1.55×10⁻²</td> <td></td> <td>1.55×10⁻²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウラン 233</td> <td>1.31×10⁻²</td> <td></td> <td>1.31×10⁻²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プルトニウム</td> <td>2.16×10⁰</td> <td>1.60×10⁻¹</td> <td>2.32×10⁰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.63×10⁰</td> <td>1.60×10⁻¹</td> <td>2.79×10⁰</td> <td>1.34×10⁰</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 遮へい体として[]を考慮した管理区域境界の実効線量 *2: 3月における実効線量(mSv/3月)は、(8時間/日)×(5日/週)×(12週/3月)=480時間として試算。</p>	核燃料物質の種類	実効線量(μSv/h)* ¹		合計 (μSv/h)	実効線量 (mSv/3月)* ²	γ線	中性子	天然ウラン	6.65×10 ⁻²		6.65×10 ⁻²		劣化ウラン	6.07×10 ⁻²		6.07×10 ⁻²		濃縮ウラン (5%未満)	2.98×10 ⁻¹		2.98×10 ⁻¹		濃縮ウラン (5%以上20%未満)	2.04×10 ⁻²		2.04×10 ⁻²		濃縮ウラン (20%以上)	1.55×10 ⁻²		1.55×10 ⁻²		ウラン 233	1.31×10 ⁻²		1.31×10 ⁻²		プルトニウム	2.16×10 ⁰	1.60×10 ⁻¹	2.32×10 ⁰		計	2.63×10 ⁰	1.60×10 ⁻¹	2.79×10 ⁰	1.34×10 ⁰	
作業内容	実効線量(μSv/h)			合計 (μSv/h)	実効線量 (mSv/y)																																																																																										
	γ線	中性子																																																																																													
操作作業	2.44×10 ⁰	2.23×10 ⁻²	2.46×10 ⁰	2.5×10 ⁻²																																																																																											
準備作業	2.69×10 ⁻¹	2.08×10 ⁻³	2.71×10 ⁻¹	2.8×10 ⁻³																																																																																											
			合計	2.8×10 ⁻²																																																																																											
評価点	実効線量 (μSv/h)		合計 (μSv/h)	実効線量																																																																																											
	γ線	中性子線																																																																																													
隣室:アクチノイド分析室	7.85×10 ⁰	4.00×10 ⁰	1.18×10 ¹	6.61×10 ⁻¹ (mSv/週) ^{*1}																																																																																											
2階:給気機械室 (管理区域境界)	6.86×10 ⁻²	3.49×10 ⁻²	1.04×10 ⁻¹	7.57×10 ⁻² (mSv/3月) ^{*2}																																																																																											
試料貯蔵室外壁 (管理区域境界)	8.41×10 ⁻⁴	1.23×10 ⁻¹	1.24×10 ⁻¹	9.03×10 ⁻² (mSv/3月) ^{*2}																																																																																											
核燃料物質の種類	実効線量(μSv/h)* ¹		合計 (μSv/h)	実効線量 (mSv/3月)* ²																																																																																											
	γ線	中性子																																																																																													
天然ウラン	6.65×10 ⁻²		6.65×10 ⁻²																																																																																												
劣化ウラン	6.07×10 ⁻²		6.07×10 ⁻²																																																																																												
濃縮ウラン (5%未満)	2.98×10 ⁻¹		2.98×10 ⁻¹																																																																																												
濃縮ウラン (5%以上20%未満)	2.04×10 ⁻²		2.04×10 ⁻²																																																																																												
濃縮ウラン (20%以上)	1.55×10 ⁻²		1.55×10 ⁻²																																																																																												
ウラン 233	1.31×10 ⁻²		1.31×10 ⁻²																																																																																												
プルトニウム	2.16×10 ⁰	1.60×10 ⁻¹	2.32×10 ⁰																																																																																												
計	2.63×10 ⁰	1.60×10 ⁻¹	2.79×10 ⁰	1.34×10 ⁰																																																																																											
(3) 火災等による損傷の防止	<p>建物及び居室は、建築基準法で定める耐火構造及び不燃材料で造られている。万一火災が発生した場合速やかに発見、消火出来るよう火災警報設備及び消火設備を設ける。また、核燃料物質を取り扱うセル等について、不燃性材料又は難燃性材料を使用する。</p>	<p>建物及び居室は、建築基準法で定める耐火構造及び不燃材料で造られている。また、核燃料物質を取り扱うセル等について、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する。グローブボックスと接続して使用する質量分析計は、その接続部であるイオン源等について、ステンレス鋼、アルミニウム、セラミックス等の不燃材料が主に用いられている。建屋内の火災に対して、消防法に基づき火災感知器(熱感知器、煙感知器)、火災警報設備、及び粉末消火器を配置しており、管理区域内及び屋外に消火栓を設けている。また、ホットセル及びグローブボックスの消火設備として小型消火器を配置している。</p>	<p>建物は、建築基準法で定める耐火構造及び不燃材料で造られている。建屋内の火災に対して、消防法に基づき火災感知器(熱感知器、煙感知器)、受信機(火報盤)、及び粉末消火器を配置している。また、屋外に消火栓を設けている。核燃料物質を貯蔵する貯蔵庫は鋼製、また放射性固体廃棄物を一時保管するドラム缶等はステンレス製及び鋼製であり、不燃性材料を用いている。</p>	<p>建物は、建築基準法で定める耐火構造及び不燃材料で造られている。建屋内の火災に対して、消防法に基づき火災感知器(熱感知器、煙感知器)、受信機(火報盤)、及び粉末消火器を配置している。また、屋外に消火栓を設けている。放射性固体廃棄物を保管廃棄するドラム缶等はステンレス製及び鋼製であり、不燃性材料を用いている。</p>																																																																																											
(4) 立ち入りの防止	<p>管理区域の境界に標識を付している。業務上立ち入る者以外がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限している。</p>	<p>管理区域境界には、人がみだりに管理区域に立ち入らないよう壁、柵等を設けて区画し、許可なくして立ち入りを禁ずる旨の標識(日本産業規格に準拠したもの)を設ける。周辺監視区域境界には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに立ち入ることを制限するため柵を設けて区画するか、又は周辺監視区域、許可なくして立ち入りを禁ずる旨を記載した標識を設ける。</p>	<p>管理区域境界には、人がみだりに管理区域に立ち入らないよう壁、柵等を設けて区画し、許可なくして立ち入りを禁ずる旨の標識(日本産業規格に準拠したもの)を設ける。周辺監視区域境界には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに立ち入ることを制限するため柵を設けて区画するか、又は周辺監視区域、許可なくして立ち入りを禁ずる旨を記載した標識を設ける。</p>	<p>←保障措置分析棟と同様</p>																																																																																											
(5) 自然現象による影響の考慮																																																																																															
(6) 核燃料物質の臨界防止	<p>新分析棟の試料貯蔵室における核燃料物質は、乾燥系で取扱い、金属系の質量制限値以下であることから臨界にはならない。試料貯蔵室を除く各室では、プルトニウム-水系を適用した質量制限値以下になるように管理するため臨界にはならない。また、各室の最大取扱量を単一ユニットとして、隣接する室との複数ユニットを想定した場合、ダブルバッチとしても核的制限値以下であるため臨界にはならない。</p>	<p>本施設の試料貯蔵室における核燃料物質は、乾燥系で取扱い、金属系の質量制限値以下であることから臨界にはならない。試料貯蔵室を除く各室では、核燃料物質を取扱う分析業務を実施するが、プルトニウム-水系を適用した質量制限値以下になるように管理するため臨界にはならない。また、各室の最大取扱量を単一ユニットとして、隣接する室との複数ユニットを想定した場合、ダブルバッチとしても核的制限値以下であるため臨界にはならない。また、廃棄物貯蔵室において核燃料物質の使用、貯蔵を行わないため、臨界にはならない。</p>	<p>本施設の貯蔵庫における核燃料物質は乾燥系とし、金属系の質量制限値以下であることから臨界にはならない。また、固体廃棄物施設の保管室(1)から(4)において核燃料物質の使用、貯蔵を行わないため、臨界にはならない。</p>	<p>本施設は、放射性固体廃棄物の保管の施設であり、核燃料物質の使用、貯蔵を行わないため、臨界にはならない。</p>																																																																																											
(7) 使用前検査対象施設の地盤	<p>東海保障措置センターは、日本原子力発電株式会社の敷地近傍にあることを考慮し、日本原子力発電株式会社の資料をもとに新分析棟の基礎地盤について評価した。日本原子力発電株式会社の資料※より、基礎地盤の長期支持力は、4.07N/mm²と評価され、新分析棟の常時の施設建屋の設置圧 約 0.20N/mm² に対する安全率は 20.4 となり、当該施設を十分に支持することができる。</p> <p>(※平成 26 年 5 月 20 日付け 東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 添付書類六 6.3 項「地盤」より)</p>	<p>東海保障措置センターは、日本原子力発電株式会社の敷地近傍にあることを考慮し、日本原子力発電株式会社の資料をもとに新分析棟の基礎地盤について評価した。日本原子力発電株式会社の資料※より、基礎地盤の長期支持力は、4.07N/mm²と評価され、新分析棟の常時の施設建屋の設置圧 約 0.20N/mm² に対する安全率は 20.4 となり、当該施設を十分に支持することができる。</p> <p>(※平成 26 年 5 月 20 日付け 東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 添付書類六 6.3 項「地盤」より)</p>	<p>東海保障措置センターは、日本原子力発電株式会社の敷地近傍にあることを考慮し、日本原子力発電株式会社の資料をもとに新分析棟の基礎地盤について評価した。日本原子力発電株式会社の資料※より、基礎地盤の長期支持力は、4.07N/mm²と評価され、保障措置分析棟の常時の施設建屋の設置圧 約 0.06N/mm² に対する安全率は 67.8 となり、当該施設を十分に支持することができる。</p> <p>(※平成 26 年 5 月 20 日付け 東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 添付書類六 6.3 項「地盤」より)</p>	<p>東海保障措置センターは、日本原子力発電株式会社の敷地近傍にあることを考慮し、日本原子力発電株式会社の資料をもとに新分析棟の基礎地盤について評価した。日本原子力発電株式会社の資料※より、基礎地盤の長期支持力は、4.07N/mm²と評価され、開発試験棟の常時の施設建屋の設置圧 約 0.34N/mm² に対する安全率は 12.0 となり、当該施設を十分に支持することができる。</p> <p>(※平成 26 年 5 月 20 日付け 東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 添付書類六 6.3 項「地盤」より)</p>																																																																																											
(8) 地震による損傷の防止	<p>新分析棟の建屋は、B クラスの施設で重要度は第 2 類に相当する。耐震設計はいずれも静的設計法で計算されており、設備は剛構造である。平均 N 値 30 以上の砂層の支持基盤で、杭基礎によって建屋を建設した。また、グローブボックス、分析機器(質量分析計)などは耐震 B クラスで設計されている。</p>	<p>本施設の耐震設計は、「核燃料施設安全審査指針」及び「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を参考にし、建築基準法施行令 88 条第 1 項により求まる地震層せん断係数に重要度に応じた割増係数を乗じて行う。各建屋、機器の耐震分類及び割増係数を以下のとおりとする。</p>	<p>本施設の耐震設計は、建築基準法施行令 88 条第 1 項により求まる地震層せん断係数に割増係数を乗じて行う。建屋に対する割増係数を以下のとおりとする。</p>	<p>本施設の耐震設計は、建築基準法施行令 88 条第 1 項により求まる地震層せん断係数に割増係数を乗じて行う。建屋に対する割増係数を以下のとおりとする。</p>																																																																																											

		<table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋、機器</th> <th>耐震分類</th> <th>割増係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>分析建屋</td><td>Bクラス</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>排気筒</td><td>Bクラス</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>機械棟</td><td>Cクラス</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>ホットセル</td><td>Bクラス</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>グローブボックス</td><td>Bクラス</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>フード</td><td>Bクラス</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>分析機器(質量分析計)</td><td>Bクラス</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>核燃料物質貯蔵庫</td><td>Bクラス</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>排気設備 (ホットセル・グローブボックス系、フード系)</td><td>Bクラス</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>廃液貯槽</td><td>Bクラス</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>Bクラス</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>放射線監視盤</td><td>Bクラス</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>排気設備(管理区域室系)</td><td>Bクラス</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>その他</td><td>Cクラス</td><td>1.2</td></tr> </tbody> </table> <p>上記より、新分析棟の建屋は、Bクラスの施設である。耐震設計はいずれも静的設計法で計算されており、設備は剛構造である。平均N値30以上の砂層の支持基盤で、杭基礎によって建屋を建設された。また、グローブボックス、分析機器(質量分析計)などは耐震Bクラスで設計されている。</p>	建屋、機器	耐震分類	割増係数	分析建屋	Bクラス	1.5	排気筒	Bクラス	1.5	機械棟	Cクラス	1.0	ホットセル	Bクラス	1.8	グローブボックス	Bクラス	1.8	フード	Bクラス	1.8	分析機器(質量分析計)	Bクラス	1.8	核燃料物質貯蔵庫	Bクラス	1.8	排気設備 (ホットセル・グローブボックス系、フード系)	Bクラス	1.8	廃液貯槽	Bクラス	1.4	非常用電源設備	Bクラス	1.4	放射線監視盤	Bクラス	1.4	排気設備(管理区域室系)	Bクラス	1.4	その他	Cクラス	1.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋、機器</th> <th>割増係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>分析棟建屋</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>貯蔵庫</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1.2</td></tr> </tbody> </table>	建屋、機器	割増係数	分析棟建屋	1.5	貯蔵庫	1.8	その他	1.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋、機器</th> <th>割増係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>開発試験棟</td><td>1.5</td></tr> </tbody> </table>	建屋、機器	割増係数	開発試験棟	1.5
建屋、機器	耐震分類	割増係数																																																											
分析建屋	Bクラス	1.5																																																											
排気筒	Bクラス	1.5																																																											
機械棟	Cクラス	1.0																																																											
ホットセル	Bクラス	1.8																																																											
グローブボックス	Bクラス	1.8																																																											
フード	Bクラス	1.8																																																											
分析機器(質量分析計)	Bクラス	1.8																																																											
核燃料物質貯蔵庫	Bクラス	1.8																																																											
排気設備 (ホットセル・グローブボックス系、フード系)	Bクラス	1.8																																																											
廃液貯槽	Bクラス	1.4																																																											
非常用電源設備	Bクラス	1.4																																																											
放射線監視盤	Bクラス	1.4																																																											
排気設備(管理区域室系)	Bクラス	1.4																																																											
その他	Cクラス	1.2																																																											
建屋、機器	割増係数																																																												
分析棟建屋	1.5																																																												
貯蔵庫	1.8																																																												
その他	1.2																																																												
建屋、機器	割増係数																																																												
開発試験棟	1.5																																																												
(9) 津波による損傷の防止	東海保障措置センター敷地の北方約1kmを久慈川が流れ、東方約900mの位置に海岸がある。本敷地は海拔約20mの地点に位置するため、津波、高潮及び洪水による災害を受けるおそれはない。なお、自治体(東海村)が作成した自然災害ハザードマップに示される津波、洪水、土砂災害が想定される区域には含まれていない。	東海保障措置センター敷地の北方約1kmを久慈川が流れ、東方約900mの位置に海岸がある。本敷地は海拔約20mの地点に位置するため、津波、高潮及び洪水による災害を受けるおそれはない。なお、自治体(東海村)が作成した自然災害ハザードマップに示される津波、洪水、土砂災害が想定される区域には含まれていない。	←新分析棟と同様	←新分析棟と同様																																																									
(10) 外部からの衝撃による損傷の防止	(9)に示すように、自治体(東海村)が作成した自然災害ハザードマップに示される津波、洪水、土砂災害が想定される区域には含まれていない。 火山の影響について、日本原子力発電株式会社 東海第二発電所の文献調査により、約120km離れた赤城山の噴火により約40cmの降灰が評価されている。降灰が確認される場合、一時的な気体廃棄設備の停止、遮断ダンパー閉止、灰除去、フィルタ交換等により本降灰による影響を低減させる対応を図る。 台風及び竜巻の影響について、最大風速92m/s(Fスケール:F3として)を想定し、鋼製材、鋼管パイプ等の飛来及び衝突が考えられるが、飛来物とならないように鋼製材等をまとめて固縛することにより飛来を回避することができる。 森林火災について、東海保障措置センター敷地近傍において森林火災が発生した際、新分析棟建屋外壁の表面温度を評価した結果、コンクリートの許容温度200℃を下回っており、建屋の安全機能を保持できる。近隣産業施設などの火災について、施設周囲に火災、爆発、有毒ガスの発生等の影響を及ぼす石油コンビナート等の産業施設は東海保障措置センター近傍にはない。 東海保障措置センター敷地への航空機墜落確率を評価した結果、確率は 5.7×10^{-8} 回/年であり、基準値 10^{-7} 回/年を下回ることから航空機墜落の影響は考慮を要しない。 ダム の崩壊について、施設の安全機能を損なうような河川はないため考慮を要しない。また施設と防波堤の位置関係を考慮すると船舶の衝突について考慮を要しない。	(9)に示すように、自治体(東海村)が作成した自然災害ハザードマップに示される津波、洪水、土砂災害が想定される区域には含まれていない。 火山の影響について、日本原子力発電株式会社 東海第二発電所の文献調査により、約120km離れた赤城山の噴火により約40cmの降灰が評価されている。降灰が確認される場合、一時的な気体廃棄設備の停止、遮断ダンパー閉止、灰除去、フィルタ交換等により本降灰による影響を低減させる対応を図る。 台風及び竜巻の影響について、最大風速92m/s(Fスケール:F3として)を想定し、鋼製材、鋼管パイプ等の飛来及び衝突が考えられるが、飛来物とならないように鋼製材等をまとめて固縛することにより飛来を回避することができる。 森林火災について、東海保障措置センター敷地近傍において森林火災が発生した際、新分析棟建屋外壁の表面温度を評価した結果、コンクリートの許容温度200℃を下回っており、建屋の安全機能を保持できる。近隣産業施設などの火災について、施設周囲に火災、爆発、有毒ガスの発生等の影響を及ぼす石油コンビナート等の産業施設は東海保障措置センター近傍にはない。 東海保障措置センター敷地への航空機墜落確率を評価した結果、確率は 5.7×10^{-8} 回/年であり、基準値 10^{-7} 回/年を下回ることから航空機墜落の影響は考慮を要しない。 ダム の崩壊について、施設の安全機能を損なうような河川はないため考慮を要しない。また施設と防波堤の位置関係を考慮すると船舶の衝突について考慮を要しない。	←新分析棟と同様	←新分析棟と同様																																																									
(11) 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止	東海保障措置センターの施設検査対象施設は、保障措置分析棟、開発試験棟及び新分析棟であり、第三者の不法な接近は、施錠管理及び柵等の対策を実施している。	東海保障措置センターの使用前検査対象施設は、保障措置分析棟、開発試験棟及び新分析棟であり、使用前検査対象施設に対する第三者の不法な侵入、施設内の人による核燃料物質の不法な移動又は妨害破壊行為、爆発物等の不正な持ち込みを未然に防止するため、周辺監視区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行う。また、本施設への入構管理を適切に行う。 本施設の運転及び制御に直接使用するコンピュータ類は外部と切断して使用する。また、コンピュータ類を使用する場合は、保守等においてコンピュータウイルスの混入などに留意する。	←新分析棟と同様	東海保障措置センターの使用前検査対象施設は、保障措置分析棟、開発試験棟及び新分析棟であり、使用前検査対象施設に対する第三者の不法な侵入、施設内の人による核燃料物質の不法な移動又は妨害破壊行為、爆発物等の不正な持ち込みを未然に防止するため、周辺監視区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行う。なお、本施設の運転及び制御に直接使用するコンピュータ類を有しない。																																																									
(12) 溢水による損傷の防止	管理区域内における溢水源として、建屋内の消火活動による放水、実験台流し等の水道配管の破損によるものが想定される。管理区域内の溢水は、フロア各所に配置されたフロアドレンより地下の廃液貯槽室の廃液貯槽(5m3×2基)に流入するが、これら廃液貯槽が満水となった場合、通気管等より廃液貯槽室内に流出する。廃液貯槽室内の気積は約200m3あるため、消火活動等による溢水が3時間生じたと仮定しても溢水総量を十分に収納できることから、1階の試料貯蔵室への溢水の影響は生じない。	管理区域内における溢水源として、建屋内の消火活動による放水、実験台流し等の水道配管の破損によるものが想定される。管理区域内の溢水は、フロア各所に配置されたフロアドレンより地下の廃液貯槽室の廃液貯槽(5m3×2基)に流入するが、これら廃液貯槽が満水となった場合、通気管等より廃液貯槽室内に流出する。廃液貯槽室内の気積は約200m3あるため、消火活動等による溢水が3時間生じたと仮定しても溢水総量を十分に収納できることから、1階の試料貯蔵室への溢水の影響は生じない。	管理区域内に供給する水道配管は撤去している。また屋内に消火栓を有しないため溢水源とならないことから、溢水による損傷等は生じない。	←旧分析棟と同様																																																									

(13) 化学薬品の漏えいによる損傷の防止	新分析棟では化学薬品は試薬瓶から分取して使用している。新分析棟で使用している化学薬品のうち最も保管量が多いのは硝酸であり、その保管量は約 15L である。化学薬品の保管場所から直近の設備までは部屋を隔てて 10m 程度離れている。したがって、試薬保管庫は地震対策を施しているが、仮に地震により試薬瓶が破損して化学薬品が漏えいしても設備まで到達しない。また、グローブボックス内では、保障措置分析等のため希釈した硝酸溶液を使用するが、グローブボックス底面の立ち上がりを上回る量を使用することはないため、本硝酸溶液を保管する容器が転倒しても、グローブボックスより漏えいすることはない。	本施設では化学薬品は試薬瓶から分取して使用している。新分析棟で使用している化学薬品のうち最も保管量が多いのは硝酸であり、その保管量は約 15L である。化学薬品の保管場所から直近の設備までは部屋を隔てて 10m 程度離れている。したがって、試薬保管庫は地震対策を施しているが、仮に地震により試薬瓶が破損して化学薬品が漏えいしても設備まで到達しない。また、グローブボックス内では、保障措置分析等のため希釈した硝酸溶液を使用するが、グローブボックス底面の立ち上がりを上回る量を使用することはないため、本硝酸溶液を保管する容器が転倒しても、グローブボックスより漏えいすることはない。	本施設において化学薬品の取扱いはなく、化学薬品の漏えいによる損傷はない。	←保障措置分析棟と同様
(14) 飛散物による損傷の防止	新分析棟内において可燃性ガスは取扱っていない。超低温液化ガス容器(液体窒素)を取扱っているが、本容器は高圧ガス保安法に基づく法定点検を行い安全機能を維持している。本容器には安全弁が設置されていることから過剰な圧力上昇は生じないため、容器が破裂し飛散物となることはない。	本施設内において可燃性ガスは取扱っていない。超低温液化ガス容器(液体窒素)を取扱っているが、本容器は高圧ガス保安法に基づく法定点検を行い安全機能を維持している。本容器には安全弁が設置されていることから過剰な圧力上昇は生じないため、容器が破裂し飛散物となることはない。また回転機器として、分析機器に真空ポンプを使用しているが、ケーシングが施されているため、破損時においても真空ポンプ内の部品が飛散することはない。	本施設内において飛散物の要因となり得る、可燃性ガス、回転機器等の取扱いはない。	←保障措置分析棟と同様
(15) 重要度に応じた安全機能の確保	安全上重要な施設は、東海保障措置センターに存在しない。 〔核燃料物質の使用に係る新規規制基準の施行に伴う報告について〕に対する再評価について 平成 28 年 3 月 原子力規制庁報告資料〕	核燃料物質使用施設等における災害の防止上重要な施設の設計、工事及び検査等については、適切と認められる規格及び基準によるものとする。 関係法令等は以下のとおり。 a)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、同施行令、核燃料物質の使用等に関する規則 b)建築基準法 c)消防法 d)高圧ガス保安法 e)電気事業法 f)労働安全衛生法 g)日本産業規格 h)その他 なお、安全上重要な施設は、東海保障措置センターに存在しない。	←新分析棟と同様	←新分析棟と同様
(16) 環境条件を考慮した設計	通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができる。 〔核燃料物質の使用に係る新規規制基準の施行に伴う報告について〕に対する再評価について H28/3 規制庁報告資料中に、外的事象として、地震、津波、竜巻、その他の外部からの衝撃(洪水、風(台風)、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的影響、森林火災等、飛来物、ダム の崩壊、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害)について安全機能を発揮することを評価している。〕	通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができる。 〔核燃料物質の使用に係る新規規制基準の施行に伴う報告について〕に対する再評価について H28/3 規制庁報告資料中に、外的事象として、地震、津波、竜巻、その他の外部からの衝撃(洪水、風(台風)、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的影響、森林火災等、飛来物、ダム の崩壊、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害)について安全機能を発揮することを評価している。〕	←新分析棟と同様	←新分析棟と同様
(17) 検査等を考慮した設計	定期的に試験・検査を行い、必要な保守又は修理を実施しており、安全機能を維持している。	本施設の設備・機器については、安全機能を確保するための検査及び試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができるような構造とする。また、定期的に試験・検査を行い、必要な保守又は修理を実施し、安全機能を維持する。	定期的に構築物の点検を実施しており、必要な保守または修理を行う。	←保障措置分析棟と同様
(18) 使用前検査対象施設の共用	他施設と共用している設備はない。	東海保障措置センターの使用前検査対象施設は、保障措置分析棟、開発試験棟及び新分析棟があるが、他の使用施設と共用している設備はない。なお、非常用発電設備は同敷地内の事務棟に設置される総合監視盤にも給電されるが、十分な給電能力を有しており新分析棟の安全確保上、影響を与えることはない。	東海保障措置センターの使用前検査対象施設は、保障措置分析棟、開発試験棟及び新分析棟があるが、他の使用施設と共用している設備はない。	←保障措置分析棟と同様
(19) 誤操作の防止	グローブボックス、ホットセルの給排気弁の操作を誤った場合、警報装置として負圧警報が吹鳴し、誤操作を防止する。なお、グローブボックス、ホットセルは気密構造であることを確認しており、負圧状態が仮に常圧になったとしても、グローブボックス、ホットセルからの漏えいは生じない。また、給排気弁の操作により内部が加圧になることはない。	グローブボックス、ホットセルの給排気弁の操作を誤った場合、警報装置として負圧警報が吹鳴し、誤操作を防止する。なお、グローブボックス、ホットセルは気密構造であることを確認しており、負圧状態が仮に常圧になったとしても、グローブボックス、ホットセルからの漏えいは生じない。また、給排気弁の操作により内部が加圧になることはない。	本施設にグローブボックス、ホットセル等の使用施設、気体廃棄施設及び液体廃棄施設はなく、核燃料物質の分析、測定作業は行わないため、誤操作による事故、異常等はない。	←保障措置分析棟と同様
(20) 安全避難通路等	管理区域内には、従事者の退避等のための緊急脱出口及び避難誘導灯を設けている。	管理区域内には、従事者の退避等のための緊急脱出口及び避難誘導灯を設けている。	←新分析棟と同様	←新分析棟と同様
(21) 設計評価事故時の放射線障害の防止	設計評価事故として、グローブボックス内に 5g のプルトニウムがあり、グローブボックス内に発生した火災によりグローブボックスが破損してプルトニウムが室内に飛散し、非常扉より公衆へ放出され、敷地境界で吸入接取する事故を想定した場合、敷地境界において著しい放射線障害を及ぼすおそれはない。	設計評価事故として、グローブボックス内に 5g のプルトニウムがあり、グローブボックス内に発生した火災によりグローブボックスが破損してプルトニウムが室内に飛散し、非常扉より公衆へ放出され、敷地境界で吸入接取する事故を想定した場合においても、敷地境界において著しい放射線障害を及ぼすおそれはない。	本施設は、核燃料物質の貯蔵及び放射性固体廃棄物の保管を目的とした施設であり、非密封の核燃料物質を取扱う業務は実施していないため、いかなる事故も起こりえない。	本施設は、放射性固体廃棄物の保管を目的とした施設であり、非密封の核燃料物質を取扱う業務は実施していないため、いかなる事故も起こりえない。
(22) 貯蔵施設	貯蔵施設において、定められた最大貯蔵量以上の核燃料物質の貯蔵を行わない。また、貯蔵施設に注意事項、その他保安上必要な事項を掲示し、核燃料物質を搬入する場合、その他必要がある場合を除き、貯蔵施設には施錠または立入制限の措置を講じる。	貯蔵施設において、最大取納量の核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する貯蔵庫を設置している。本貯蔵施設では、定められた最大貯蔵量以上の核燃料物質の貯蔵を行わない。また、貯蔵施設に注意事項、その他保安上必要な事項を掲示し、核燃料物質を搬入する場合、その他必要がある場合を除き、貯蔵施設には施錠または立入制限の措置を講じる。	←新分析棟と同様	本施設において貯蔵施設を有しない。

		<p>以下は、様式 12-1 に記載 なお、新分析棟、試料貯蔵室に核燃料物質貯蔵庫が 9 台あり、その合計の容積として 8.78m³ の貯蔵能力があることから、最大収納量の核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する。</p>	<p>以下は、様式 12-1 に記載 なお、保障措置分析棟、貯蔵室に貯蔵棚が 7 台あり、その合計の容積として 3.98m³ の貯蔵能力があることから、最大収納量の核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する。</p>	
(23) 廃棄施設	<p>気体廃棄物を廃棄する場合は、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の 3 月間についての平均濃度が、原子力規制委員会告示 7 号で定める周辺監視区域の境界における空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。また、核燃料物質の使用時は、排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気監視設備によって測定する。</p> <p>液体廃棄物を廃棄する場合は、周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度を、原子力規制委員会告示 7 号で定める周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度を超えないように廃棄する。また液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯槽における廃液中の放射性物質濃度の測定を行う。</p> <p>固体廃棄物は、不燃性と可燃性に区分し、線量当量率または放射性物質の含有量に応じて分類したのち、容器に封入梱包する。また、容器毎に廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示し固体廃棄物保管場所に保管する。 可燃性の固体廃棄物を保管する場合は、不燃性の棚に収納するか、あるいは不燃材で覆う等の防火対策を施す(不燃性の容器に保管する場合を除く)。原科研へ搬出されるまでの期間、保管している固体廃棄物の保管状態を確認する。</p>	<p>気体廃棄物を廃棄する場合は、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の 3 月間についての平均濃度が、平成 27 年原子力規制委員会告示 8 号で定める周辺監視区域の境界における空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。また、核燃料物質の使用時は、排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気監視設備によって測定する。</p> <p>液体廃棄物を廃棄する場合は、周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度を、平成 27 年原子力規制委員会告示 8 号で定める周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度を超えないように廃棄する。また液体廃棄物の放出は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(原科研)の第一排水溝に行く。放出する場合は、廃液貯槽における廃液中の放射性物質濃度の測定を行う。</p> <p>固体廃棄物は、不燃性と可燃性に区分し、線量当量率または放射性物質の含有量に応じて分類したのち、容器に封入梱包する。また、容器毎に廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示し固体廃棄物保管場所に保管する。なお、廃棄物保管場所である廃棄物貯蔵室は、新分析棟において発生した固体廃棄物を一時保管するために必要な容量を有する。 可燃性の固体廃棄物を保管する場合は、不燃性の棚に収納するか、あるいは不燃材で覆う等の防火対策を施す(不燃性の容器に保管する場合を除く)。原科研へ搬出されるまでの期間、保管している固体廃棄物の保管状態を確認する。</p>	<p>本施設に気体廃棄施設及び液体廃棄施設を有しない。 固体廃棄物は、不燃性と可燃性に区分し、線量当量率または放射性物質の含有量に応じて分類し容器に封入梱包したものを保障措置分析棟の固体廃棄物保管場所に保管する。 なお、廃棄物保管場所である保管室(1)から保管室(4)は、固体廃棄物を国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所へ搬出するまでの間、固体廃棄物を一時保管するために必要な容量を有する。</p>	<p>本施設に気体廃棄施設及び液体廃棄施設を有しない。 固体廃棄物は、不燃性と可燃性に区分し、線量当量率または放射性物質の含有量に応じて分類し容器に封入梱包したものを開発試験棟の固体廃棄物保管場所に保管する。 なお、廃棄物保管場所である廃棄物保管室(1)から廃棄物保管室(6)は、固体廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する。</p>
		<p>以下は、様式 12-1 に記載 なお、新分析棟、廃棄物貯蔵室の床面積及び室容積は、21m² 及び 105m³ あり、固体廃棄物 7m³ (20L の専用の容器 150 個及び 200L ドラム缶 20 本)を一時保管することができる。</p>	<p>以下は、様式 12-1 に記載 なお、保障措置分析棟、保管室(1)から保管室(4)の床面積及び室容積は、合計として 207.1m² 及び 828.4m³ あり、固体廃棄物 88m³ (1m³ コンテナ換算で 88 基、200L ドラム缶換算で 440 本相当)を一時保管することができる。</p>	<p>以下は、様式 12-1 に記載 なお、開発試験棟、廃棄物保管室(1)から廃棄物保管室(6)の床面積及び室容積は、合計として 296.0m² 及び 1006.4m³ あり、固体廃棄物 124.8m³ (200L ドラム缶換算で 624 本相当)を保管廃棄することができる。</p>
(24) 汚染を検査するための設備	<p>管理区域の出入口に汚染検査室を設けている。汚染検査室には洗浄設備及び更衣室があり、放射線測定器や除染機器を設置している。</p>	<p>管理区域の出入口に汚染検査室を設けている。汚染検査室には洗浄設備及び更衣室があり、放射線測定器や除染機器を設置している。</p>	<p>本施設は、核燃料物質の貯蔵及び固体廃棄物の一時保管を目的とした施設であり、プルトニウム、ウランを取扱う分析作業は実施しない。非密封の核燃料物質は取扱わないため、汚染のおそれのない管理区域である。</p>	<p>本施設は、固体廃棄物の保管廃棄を目的とした施設であり、プルトニウム、ウランを取扱う分析作業は実施しない。非密封の核燃料物質は取扱わないため、汚染のおそれのない管理区域である。</p>
(25) 監視設備	<p>管理区域内の放射性物質濃度、空間線量率は、放射線監視盤により監視を実施している。 なお、新分析棟の境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視する設備を有していない。境界付近における線量当量率の測定として、サーベイメータにより線量当量率を定期的に測定している。</p>	<p>管理区域内の放射性物質濃度、空間線量率は、放射線監視盤により監視を実施している。 なお、液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯槽における廃液中の放射性物質濃度の測定を行い、濃度限度以下であることを確認する。また、本施設より最終的に放出される排気は、スタックダストモニタにより排気中の放射性物質濃度を連続監視するとともに、定期的に測定試料を取り出し放射性物質の放出量を測定する。</p>	<p>本施設の管理区域内の線量当量率は、サーベイメータにより定期的に測定する。気体廃棄施設及び液体廃棄施設を有しないため、排気中の放射性物質濃度、排水中の放射性物質濃度の測定は行わない。</p>	<p>←保障措置分析棟と同様</p>
(26) 非常用電源設備	<p>非常用発電装置及び直流電源装置から構成される非常用電源設備を設置し、停電等の外部電源系統の機能喪失時に管理区域の排気設備、放射線監視盤、火災等の警報設備、消火栓、通信・連絡設備、非常用照明灯等へ電源を供給し、安全機能を確認している。</p>	<p>非常用発電装置及び直流電源装置から構成される非常用電源設備を設置し、停電等の外部電源系統の機能喪失時に管理区域の排気設備、放射線監視盤、火災等の警報設備、消火栓、通信・連絡設備、非常用照明灯等へ電源を供給し、安全機能を確認している。</p>	<p>非常用電源設備を有し、停電等の外部電源系統の機能喪失時に火災等の警報設備、消火栓、通信・連絡設備、非常用照明灯等へ電源を供給する。</p>	<p>非常用電源設備を有しない。本施設は、固体廃棄物の保管廃棄を目的とした施設であり、核燃料物質の使用、貯蔵を行っていないため商用電源の停電により影響を受ける保安上重要な設備を有しない。</p>
(27) 通信連絡設備等	<p>非常用通信機器として、緊急時電話回線、ファクシミリ及び携帯電話等を有している。</p>	<p>本施設には、各種のモニター、警報装置、通信連絡設備を設け、設計評価事故時又は必要時に、同敷地内の別な場所でも監視できるようにするとともに、従事者に対し通報できる。 非常用通信機器として、緊急時電話回線、ファクシミリ及び携帯電話等を有している。</p>	<p>非常用通信機器として、緊急時電話回線、ファクシミリ及び携帯電話等を有している。</p>	<p>←保障措置分析棟と同様</p>
(28) 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	<p>「核燃料物質の使用に係る新規基準の施行に伴う報告について」に対する再評価について(27 核管東第 249 号 平成 28 年 3 月 30 日)によって報告した評価結果において、安全機能が喪失して東海保障措置センターから放射性物質が放出されたとしても、公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないことから、東海保障措置センターには「安全上重要な施設」に該当する設備は存在しない。</p>	<p>「核燃料物質の使用に係る新規基準の施行に伴う報告について」に対する再評価について(27 核管東第 249 号 平成 28 年 3 月 30 日)によって報告した評価結果において、安全機能が喪失して東海保障措置センターから放射性物質が放出されたとしても、公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないことから、東海保障措置センターには「安全上重要な施設」に該当する設備は存在しない。</p>	<p>←新分析棟と同様</p>	<p>←新分析棟と同様</p>